

平成26年8月28日開催

第 27 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第27回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年8月28日(木) 午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町福祉センター 2階大集会室

3. 出席委員 18 人 (欠席委員6名)

1	番	安	田	悦	郎	出	1	3	番	西	村	和	夫	欠
2	番	若	生	良	一	出	1	4	番	橋	本	孝	博	欠
3	番	渡	辺		隆	欠	1	5	番	前	川	達	哉	出
4	番	松	本	俊	博	出	1	6	番	酒	井	義	薫	出
5	番	白	井	康	博	欠	1	7	番	川	端	義	幸	出
6	番	藤	原	俊	哉	欠	1	8	番	中	道	雅	則	出
7	番	土	居	正	広	出	1	9	番	吉	田	邦	博	出
8	番	小	林	嘉	弘	出	2	0	番	前	谷	武	志	出
9	番	山	口	隆	弘	出	2	1	番	川	端	英	幸	出
10	番	水	上	隆	敏	出	2	2	番	見	上	久	義	出
11	番	橋	本	義	次	欠	2	3	番	野	表	篤	夫	出
12	番	岡	田	猛	出	出	2	4	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 池田孝義

主幹 二本柳浩一

主査 神谷貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第4号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第5号 新ひだか町農地パトロール実施要領の改正について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>平成26年8月28日招集、第27回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。 なお本日の欠席者は、3番渡辺隆委員・5番白井康博委員・6番藤原俊哉委員・11番橋本義次委員・13番西村和夫委員・14番橋本孝博委員の6名でありまして、それぞれ欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。 以上により、出席委員は24名中18名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第21条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることをご報告いたします。 総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>挨拶</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、9番山口隆弘委員、10番水上隆敏委員をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>次に日程第2の議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>本案件は新規就農に係る内容ですので、別添の新規就農者に係る参考資料により補足説明いたします。 ●●さんは、●●出身の●●歳で、この度、三石地区で花卉や野菜の栽培により新規就農するため、農地を借り受けたいものです。 営農品目は、施設花卉等となっており、ダリアを中心に無農薬野菜の生産にも取り組まれます。目標とする施設規模は、ハウス60坪2棟、100坪1棟、露地面積120坪。目標所得は3年後に●●万円です。研修歴はご覧のとおりで、年齢が●●歳ではありますが、昨年からは花卉栽培を目指して関係機関に相談を重ねるとともに、自己研修を町の農業実験センターや花卉農業者の圃場において積まれております。 現在は●●との兼業ですが、年々●●の業務を縮小して3年後以降には農業収入が中心となる計画を立てられております。また、平成26年7月にはみつし農協の正組合員にもなられ、花卉生産者としての販売経路の確保にも努められており、自己資金の貯えもあることから、計画的に設備を整えられる計画であります。 なお、目標の所得については、新ひだか町が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で掲げている、新規就農者の5年後の目標所得205万円程度を満たしております。 以上、申請及び営農計画内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしているものと考えます。 最後に付け加えますが、農地の経営面積の下限面積について、当農業委員会は北海道に準じて2ヘクタール以上の経営面積がなければなりません。施設園芸・施設栽培においては2ヘクタール未満でも要件を満たすものとしておりますので、申し添えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
19番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 議案第2号1番と2番は関連がありますので、事務局より、1番と2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号1番、2番を議案書をもとに朗読】
事務局	本案件は新規就農に係る内容ですので、別添の新規就農者に係る参考資料により補足説明いたします。 ●●さんは、●●出身の●●歳です。また、奥様の●●さんは、●●出身の●●歳です。 ●●さんはご夫婦で、静内地区で施設野菜の生産により新規就農するため、農地を買い受けたいものです。 営農品目は、施設野菜のミニトマトを中心に取り組まれます。目標とする施設規模は、ハウス8棟で823坪を目標にしております。目標所得は3年後に●●万円、5年後も●●万円です。研修歴ですが、平成25年3月から同年11月間が指導農業士の●●さんと研修され、平成25年12月から今年の3月までは指導農業士の●●さんと研修されております。そして、今年の4月から静内ハウス団地で現在研修中であり、来年2月までの研修を予定されておりますが、就農準備のため経営地を取得したいものです。 平成25年から指導農業士の指導を受けられ、経営面ではしずない農協と相談を重ねて営農計画も立てられており、目標に向かって日々研鑽されております。 なお、目標の所得については、新ひだか町が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で掲げている、新規就農者の5年後の目標所得205万円程度を満たしております。 以上、計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 最後に付け加えますが、農地の経営面積の下限面積について、当農業委員会は北海道に準じて2ヘクタール以上の経営面積がなければなりません。施設園芸・施設栽培においては2ヘクタール未満でも要件を満たすものとしておりますので、申し添えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第2号1番及び2番については、事務局の説明のとおりです。 ビニルハウスを8棟計画されており、他の経費も含めて初期投資も相当な額になると思いますが、研修で学んだ力を発揮していただき、目標に向かって頑張って従事していただきたいと思います。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番及び2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番及び2番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第2号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 本案件は、借手が経営規模拡大のため農地を借り受けるものであります。以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

23番 議案第2号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号3番の集積計画について決定といたします。

議長 ここで新ひだか町農業委員会会議規則第10条に基づき追加議案があり、それを認めましたので、議案第2号4番として事務局より提案と説明をお願いいたします。

事務局 追加議案を提案いたします。議案第2号4番としまして、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に基づき、所有権移転を1件追加提案いたします。別添配布しました議案第2号4番の調書をご覧ください。

事務局 【議案第2号4番を調書をもとに朗読】

事務局 本案件は新規就農に係る内容ですので、別添の新規就農者に係る参考資料により補足説明いたします。

●●さんは、●●出身の●●歳です。静内地区で施設野菜の生産により新規就農するため、農地を買い受けたいものです。

営農品目は、施設野菜のミニトマトを中心に取組まれます。目標とする施設規模は、ハウス6棟で594坪を目標にしております。目標所得は3年後に●●万円、5年後に●●万円です。研修歴ですが、平成25年3月から今年の3月間が指導農業士の●●さんで研修され、今年の4月から静内ハウス団地で現在研修中であり、ハウス団地での研修は、来年2月まで予定されておりますが、就農準備のため経営地を取得したいものです。

●●さんも、平成25年から指導農業士の指導を受けられ、経営面ではしずない農協と相談を重ねて営農計画も立てられており、目標に向かって日々研鑽されております。

なお、目標の所得については、新ひだか町が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で掲げている、新規就農者の5年後の目標所得205万円程度を満たしております。

以上、計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に付け加えますが、農地の経営面積の下限面積について、当農業委員会は北海道に準じて2ヘクタール以上の経営面積がなければなりません、施設園芸・施設栽培においては2ヘクタール未満でも要件を満たすものとしておりますので、申し添えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

12番 議案第2号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号4番の集積計画について決定といたします。

議長 次に議案第3号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。事務局より議案第3号申請順位1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更については、編入1件、用途変更6件の計7件です。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位1番ですが、軽種馬飼養のため農用地として利用されている当該地は、現在、農業振興地域内の農用地区域外となっておりますが、今後においても農用地として利用されるため、町へ編入の届出がされまして、町より意見を求められているものです。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、編入について適当であるとの意見をいただいております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

16番 議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に議案第3号申請順位2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位2番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、黒毛和牛飼養のため牛舎を新築するにあたり、計画地は既存の農業用施設に隣接し、かつ自宅に近く利便性の高い営農管理上の最適地として選定されています。

なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条の転用案件には該当しません。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

15番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に議案第3号申請順位3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位3番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、黒毛和牛飼養のため牛舎を新築するにあたり、計画地は既存の農業用施設に隣接し、かつ自宅に近く利便性の高い営農管理上の最適地として選定されています。
なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条の転用案件には該当しません。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていたが、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

15番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 議案第3号4番の審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。
(●●番●●委員 退室)

議長 それでは、事務局より議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位4番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、黒毛和牛飼養のため牛舎を新築するにあたり、計画地は既存の農業用施設に隣接し、かつ自宅に近く利便性の高い営農管理上の最適地として選定されています。
なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条の転用案件には該当しません。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていたが、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 それでは、●●番●●委員の入室を認めます。
(●●番●●委員 入室)

議長 次に議案第3号申請順位5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位5番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、黒毛和牛飼養のため牛舎を新築するにあたり、計画地は既存の農業用施設に隣接し、かつ自宅に近く利便性の高い営農管理上の最適地として選定されています。

なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条及び第5条の転用案件には該当しません。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていたが、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

22番 議案第3号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号5番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号5番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に議案第3号申請順位6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位6番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、黒毛和牛飼養のため牛舎を新築するにあたり、計画地は既存の農業用施設に隣接し、かつ自宅に近く利便性の高い営農管理上の最適地として選定されています。

なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条及び第5条の転用案件には該当しません。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていたが、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

22番 議案第3号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号6番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号6番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長	次に議案第3号申請順位7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号7番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請順位7番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、黒毛和牛飼養のため牛舎を新築するにあたり、計画地は既存の農業用施設に隣接し、かつ自宅に近く利便性の高い営農管理上の最適地として選定されています。 なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条及び第5条の転用案件には該当しません。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
22番	議案第3号7番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号7番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号7番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に議案第4号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。事務局より議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、宅地に隣接している農用区域外の狭隘な農地であります。この度、申請者が土地を処分するために、非農地証明の願いが出されたものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に議案第4号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は、肥培管理のされていない農用地区域外の農地であります。この度、土地所有者がこの土地の処分を希望しており、非農地証明の願出がされたものです。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

1番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 ここで新ひだか町農業委員会会議規則第10条に基づき追加議案があり、それを認めましたので、議案第4号3番として事務局より提案と説明をお願いいたします。

事務局 追加議案を提案いたします。議案第4号3番としまして、現況証明下附願いに対する発給についてを1件、追加提案いたします。
別添配布しました議案第4号3番の調書をご覧ください。

事務局 【議案第4号3番を調書をもとに朗読】

事務局 申請地は、農用地区域となっている農地であります。当該地には20年以上前から農業用施設が建立されており、申請人は高齢のため今後営農する見込みがないことから、この度、地目変更登記を行い、名義を整理するため非農地証明の願出がされたものです。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

12番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第5号新ひだか町農地パトロール実施要領の改正についてを、議案といたします。事務局より議案第5号の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第5号を議案書をもとに朗読】</p> <p>平成26年度の農地パトロールを実施するにあたりまして、実施要領の一部を改正するものであります。別添の実施要領(案)に基づき説明いたします。</p> <p>要領内第3条の「実施の対象及び内容」の部分で、(1)に遊休農地の把握に加えて、遊休化のおそれがある農地の把握を追加しています。また、(3)で農業経営基盤強化促進法による利用権設定農地の履行状況の確認、(4)で農地法の許可案件の履行状況の確認を追加しています。そして、(7)で営農型発電設備の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認、を追加しておりますが、(7)は、太陽光発電設備のことで、いわゆるソーラーパネルの下で作物を作ることで、一時転用の許可がされた案件となります。(7)の案件は、現在、当委員会の管轄する農地内では許可案件はないと把握しております。</p> <p>続いて、第6条の「調査結果の整理等」の部分で、(1)の①農地所有者等への利用意向調査の実施に加えて、②農地中間管理事業を利用する意思があるものについては、農地中間管理機構への通知、③農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等、の②と③を追加しております。よって、遊休農地については、①②③により進めていくこととなります。同じく第6条の(3)では、納税猶予適用農地で違反転用の事実を発見した場合、に加えて、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告をした場合は、を追加しており、この2つの場合の時、遅延なく税務署長に通知することとなります。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。ただいまの説明について、何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第5号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第5号については原案のとおり可決いたします。 なお、本実施要領は、本日、平成26年8月28日から施行となります。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第27回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午前10時57分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>平成26年8月28日(議事録調整日 平成26年9月10日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 ㊟</p> <p style="text-align: right;">議事録署名委員 ㊟</p> <p style="text-align: right;">議事録署名委員 ㊟</p>